

## 阿賀野市選挙管理委員会告示第 40 号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における阿賀野市の期日前投票所を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により次の場所に設けた。

令和3年10月19日

阿賀野市選挙管理委員会  
委員長 小林 壽 英

選挙（審査）の種類	期日前投票所	期日前投票所を設けた場所	設置期間
衆議院小選挙区選出議員選挙 衆議院比例代表選出議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査	阿賀野市役所 本所 期日前投票所	阿賀野市役所1階 多目的ホール	10月20日（水）から 10月30日（土）まで
衆議院小選挙区選出議員選挙 衆議院比例代表選出議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査	阿賀野市安田 交流センター 期日前投票所	阿賀野市安田交流 センター 1階 多目的ホール	10月25日（月）から 10月30日（土）まで
衆議院小選挙区選出議員選挙 衆議院比例代表選出議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査	阿賀野市立 図書館 期日前投票所	阿賀野市立図書館 1階 ギャラリー	10月25日（月）から 10月30日（土）まで
衆議院小選挙区選出議員選挙 衆議院比例代表選出議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査	阿賀野市笹神 支所 期日前投票所	阿賀野市笹神支所 2階 ホール	10月25日（月）から 10月30日（土）まで

※ 時間：午前8時30分から午後8時まで